

令和8年

# 第1回

# 定例県議会議案

(附予算説明書)

病院局関係

群馬県

## 令和 8 年第 1 回定例県議会議案目次

第 5 5 号議案	令和 8 年度群馬県病院事業会計予算	3 頁
第 5 6 号議案	群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例	7 頁

## 予 算 説 明 書 目 次

令和 8 年度群馬県病院事業会計予算実施計画	9 頁
------------------------	-----

## 予 算 附 属 説 明 書 目 次

令和 8 年度群馬県病院局予算総括表	49 頁
令和 8 年度群馬県病院事業会計病院別予算	50 頁
企業債の令和 6 年度末における現在高並びに令和 7 年度末及び令和 8 年度末における現在高の見込みに関する調書	53 頁
令和 8 年度の主要事業	54 頁

## 第55号議案

### 令和8年度群馬県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度群馬県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	心臓血管 センター	が ん センター	精神医療 センター	小児医療 センター	経 営 戦 略 課	計
1 病 床 数	床 195	床 314	床 265	床 150		床 924
2 年 間 患 者 数	人	人	人	人		人
(1)入 院	46,501	80,300	54,385	40,880		222,066
(2)外 来	64,106	101,461	24,194	43,621		233,382
3 1 日 平 均 患 者 数	人	人	人	人		人
(1)入 院	127	220	149	112		608
(2)外 来	266	421	100	181		968
4 主要な建設改良事業	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(1)病棟等増改築事業	160,606	361,160	16,730	623,288		1,161,784
(2)医療器械及び備品購入	258,002	124,073	488,537	171,897	106,518	1,149,027

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

#### 収 入

第1款 病院事業収益	36,681,248千円
第1項 医業収益	29,377,644千円
第2項 医業外収益	7,303,596千円
第3項 特別利益	8千円

#### 支 出

第1款 病院事業費用	39,270,223千円
第1項 医業費用	38,376,331千円
第2項 医業外費用	890,235千円
第3項 特別損失	3,657千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,176,476千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	3,414,650千円
第1項 企 業 債	2,280,000千円
第2項 負 担 金	1,134,646千円
第3項 固定資産売却代金	4千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	4,591,126千円
第1項 建 設 改 良 費	2,310,811千円
第2項 企 業 債 償 還 金	2,280,315千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (千円)
寝 具 及 び リ ネ ン 類 賃 貸 借 契 約 一 式	令和9年度から 令和11年度まで	135,274
L E D 照 明 賃 貸 借 契 約 一 式	令和9年度から 令和13年度まで	275,358
医 療 器 械 保 守 点 検 業 務 委 託 契 約 一 式	令和9年度から 令和14年度まで	207,052
洋 書 購 読 契 約	令和9年度	35,944
心臓血管センター 中 央 監 視 業 務 委 託	令和9年度から 令和10年度まで	72,659
がんセンター 連 帯 保 証 人 代 行 制 度	令和9年度から 令和11年度まで	26,538
がんセンター 職 員 宿 舎 エ レ ー タ 保 守 点 検 等 業 務 委 託	令和9年度から 令和10年度まで	1,506
がんセンター 空 調 用 自 動 制 御 装 置 保 守 点 検 委 託	令和9年度から 令和11年度まで	24,216

事 項	期 間	限度額（千円）
がんセンター 電子カルテ等運用支援業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	24,750
精神医療センター 医療情報システム保守業務委託	令和9年度から 令和13年度まで	114,435
精神医療センター 患者給食業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	237,600
小児医療センター 調理部門業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	273,900
小児医療センター 総合医療情報システム等管理委託	令和9年度	16,500
小児医療センター 移転再整備実施設計	令和9年度	603,048
電 気 調 達 契 約	令和9年度	666,000
小児医療センター移転再整備 実施設計等の管理及び実施支援業務委託	令和9年度	5,610
県立病院経営改革 コンサルタント委託	令和9年度から 令和11年度まで	44,559

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限度額（千円）	起 債 の 方 法	利 率	償還の方法
病院増改築等工事	1,160,000	普通貸借又は証券発行 (証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回る ときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9.0% 以 内	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。
医療器械等購入	1,120,000	同	同	同
計	2,280,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と特別損失との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、  
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 16,608,241千円

(2) 交際費 1,250千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、12,171,605千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	医療器械	医療情報システム	一式

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山本 一太

## 第五十六号議案

### 群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成十四年群馬県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「初任給調整手当」の下に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

第六条の二 第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、病院管理規程で定める方法により算出した額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して病院管理規程で定める額を下回る職員に対して支給する。

2 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

第二十六条第二項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十六日提出

群馬県知事 山本 一太

〔注〕 群馬県職員の例に準じ、初任給調整手当の改正を行おうとするものである。